

平成29年度 第1回ISO上層委員会報告会

JSAからのお知らせ（1）



2017年4月25日

（一般財団法人）日本規格協会
国際標準化ユニット

松本 宏一

Contents

◆ ISO/IEC Directives 2017年改訂

- Part 1 改訂箇所
- Form 4 変更点
- Part 1 確認箇所

◆ ガイダンス類紹介

- 近日発行『定期見直しガイダンス』
- 過日発行 Part 2補助資料

ISO/IEC Directives 改訂

2016年 ⇒ 2017年

ISO/IEC専門業務用指針第1部（第12版） ⇒ （第13版）

統合版ISO補足指針（第7版） ⇒ （第8版）

ISO/IEC専門業務用指針第2部（第7版） ⇒ **改訂なし**

予定

2017年5月1日英語版／仏語版（ISO HPにて）

2017年7月初旬英和対訳版（JSA HPにて）

本稿は、TMB決議、TMB審議文書から伺える改訂見込みの内容です。
詳細は、ISOから発行される新版でご確認下さい。

主要変更点（TMBコミュニケNo.55掲載）

1. 戦略ビジネスプラン（SBP）の見直し（SC.3.4）

- TCでのSBPの定期的な見直しの義務化
- 理想的には年1回、少なくとも3年に1回

2. 委員会会議への遠隔参加（4.6）

- すべての委員会（TC/SC）で遠隔参加が認められる
- 但し、ガイドライン順守、IT環境等が満たされること

3. FDIS省略基準の変更（2.6.4）

- DIS投票で承認されたが専門的変更を伴う場合はFDISに進む
- 従前：委員会Pメンバー2/3の賛成でFDIS省略可

Directives Part 1 改訂

4. 多言語規格に関するポリシー (SG)

- 英仏露以外の言語は用語集になら掲載可
- 但し、当該言語使用国の責任下で委員会承認を要す

5. 新業務提案 (NWIP) 承認要件変更 (2.3.5)

- Pメンバーの単純過半数の賛成 ⇒ 2/3以上の賛成

6. 会議ポリシー明確化

- 会議参加費徴収、特定ホテル宿泊指定は認められない(4.1)
- 議題に会議開始及び終了予定時刻を明示(4.2.1.3)
- 予定時刻を過ぎて退席を余儀なくされるPメンバーは、その会議で投票決定をしないよう要求できる(4.2.1.3)

Directives Part 1 改訂

7. 18か月トラック新設 (2.1.6.1)

- 呼称は“STD 18 standards development track”（他も同様）
- 13か月以内にDIS投票完了で“直接発行プロセス”適用
⇒ Form 4 変更
- 注記) ラウンドロビン試験中は規格開発期間の時計を止めることを要請できる

Directives Part 1 改訂

その他の準主要改訂点：

- ◆ TC/SC幹事国の責任：会議（1.9.2 c）
 - 議事録／会議報告書提出：会議後 12週間 ⇒ 4週間
- ◆ NWIP提出要件追加（2.3.4）
 - 委員会リーダーとプロジェクト計画（マイルストーン、初会議予定）を決める ⇒ Form 4変更
- ◆ 発行段階での最終訂正期間（2.8.1）
 - 4週間 ⇒ 6週間（IECと合せる）
- ◆ 規格類のメンテナンス：以下を明確化（2.9.1）
 - “改訂／追補の決議” 及び“定期見直し”はいつでも可
 - “軽微な改訂”も同様

Directives Part 1 改訂

- ◆ 専門的正誤票 は“訂正” になる (2.10.2)
 - “専門的 (technical) ”という枠組みがなくなる
 - 正誤票という別刷は今後無くなり訂正版になる
- ◆ 追補 (2.10.3)
 - 追補は部分的であることを明示
 - DAM/FDAMなる用語明示
- ◆ TRに関する記述 (3.3.3)
 - systematic review の対象外 ⇒ systematic revision の対象外
- ◆ NC幹事国にWG/PT/MT/AC会議を事前通知 (4.2.2.3)
 - IEC用語で書かれている
 - WG会議は開催国NSBに事前通知 (ISOのSF.1と同主旨)

Directives Part 1 改訂

- ◆ 参加者の会議費用負担が必要な場合の承認者 (SF.8)
 - ISO事務総長 ⇒ TMB
- ◆ MSS: 妥当性評価提出義務 (SL.2)
 - TMB承認が明示された
- ◆ 貿易障害に関する情報 (SR.2)
 - TBT協定受諾 ⇒ TBT協定附属書3受諾
- ◆ 契約義務／政府規制に関する情報 (SR.3)
 - 「国内法尊重」の記述をしない旨明示
- ◆ 用語変更 (随所)
 - national body ⇒ National Body

Form 4 変更点まとめ

追加項目

- 18か月トラック新設（選択肢が増える）（2.1.6.1）
- プロジェクト計画（マイルストーン、初会議予定）記入欄（2.3.4）
- 添付されるWD等に含まれる著作権のISOへの許可の確認欄
- MA（メンテナンス機関）、RA（登録機関）の必要性の設問

Directives Part 1 確認点

- ◆ DIS投票の期間延長は認めない
 - 過去、Circular Letterでは認める通知が出されていた
- ◆ NP投票を行う場合は、TC/SCいずれの委員会か？
 - Scopeの該当するSCがある時は、SCにて投票する
- ◆ TC/SCいずれがDIS投票担当委員会か？
 - SCがある時は、SCが担当委員会になる (2.6.3, 2.6.4)
- ◆ 他SDOの無料規格が迅速法で提出された場合の扱い
 - ISOのポリシーには変更はない (F.2.1)
- ◆ DIS投票にて専門的理由のない反対票の扱い
 - “ 2週間以内にTPMに連絡”という現規定を維持する

近日発行：『定期見直しガイダンス』

プロセスを分かり易く解説

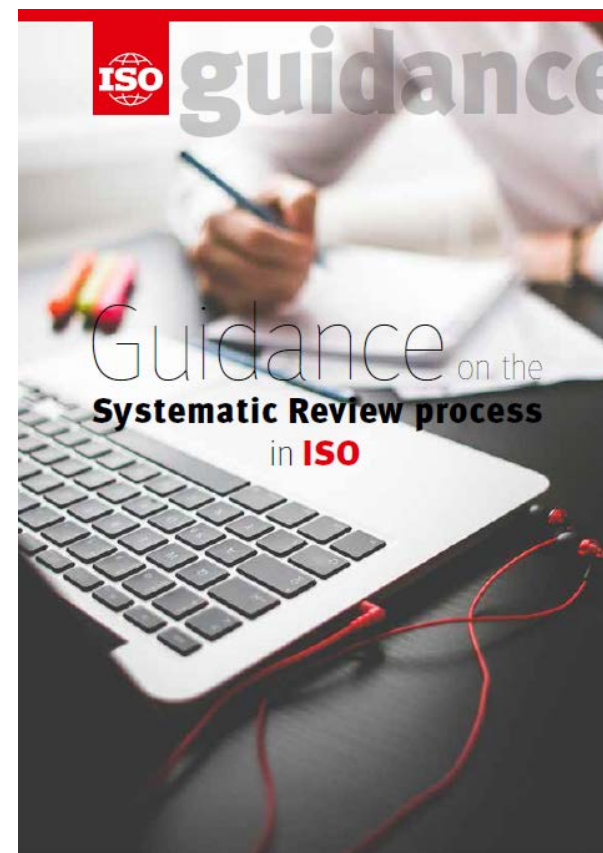
- SR投票
- 書式21
- 廃止投票

国際幹事へのガイダンス

- 判断が微妙な時どうするか

NSBへのガイダンス

- 処置選択肢の選び方



過日発行：Directives Part 2補助資料

2016年暮れから2017年初にかけて相次いで発行された：
Part 2と併せて読むことで理解が一層深まります。

[ISO Home](#) > [Taking part](#) > [Resources](#) > [Drafting standards](#)



How to write standards



Model documents of an International Standards



Model documents of an Amendment

◆これ以外に、TemplateやVocabularies & terminologiesも参考になる。

Directives part 2 (第7版) で記載がなくなった事項：

先の補助資料を読むと以下が分かる

Table of contents (目次)

- Template使用で3層目まで自動生成

Indexes (索引)

- 委員会が準備をすれば載せることができる

Optional requirements (選択的要求事項)

- Informative Annexに記載する

その他いろいろなことが分かります。

Any Questions... Just Ask!



☆ご清聴ありがとうございました

<お問合せ先>

一般財団法人 日本規格協会
国際標準化ユニット

TEL : (03)4231-8520

E-mail : kokusai3@jsa.or.jp

